

小城市に住民登録されている方がお亡くなりになった場合の手続きについて

お亡くなりになった方が下記に該当する場合は、各担当課での手続きが必要となります。

その際、「該当する手続き」に必要なものをすべてお持ちください。

ただし、小城市外に住民登録されている方は、住所地の市区町村へお問い合わせください。

なお、亡くなった方の住民登録は、死亡届が提出されますと市民課において職権で廃止等の処理を行うため手続きの必要はありません。

問い合わせ：0952（37）6100（市民課）

令和4年7月15日現在

該当項目	亡くなられた方	手続きの内容	必要なもの	担当課
世帯主の変更	世帯主（残る世帯員が2人以上いる場合）	世帯主の変更届出	届出人（新世帯主又は世帯員）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） 世帯員の国民健康保険証（保険証担当：国保年金課）	市民課 西館1階 緑の1番窓口 Tel37-6100
印鑑登録	印鑑登録証保持者	印鑑登録証の返納	印鑑登録証	
<p>※<u>住民基本台帳カード</u>、<u>マイナンバーカード</u>、<u>通知カード</u>は持ち主の方が亡くなられたとしても返納していただく必要はございません。マイナンバー（個人番号）については、相続等の手続で亡くなられた方のものを求められる場合がありますので、諸手続が済むまでは保管しておいてください。手続終了後、カードの返納を希望される場合は返納することもできます。</p>				
後期高齢者医療	後期高齢者医療制度加入者	後期高齢者医療被保険者証・限度額認定証（交付されている方のみ）の返還 葬祭費の申請 相続人代表申立	後期高齢者医療被保険者証 限度額認定証（交付されている方のみ） 喪主の預金通帳・本人確認書類 葬儀の領収書または会葬礼状 相続人代表の預金通帳	国保年金課 西館1階 緑の2番窓口 Tel37-6101
国民健康保険	国民健康保険加入者	国民健康保険証・限度額認定証（交付されている方のみ）の返還 葬祭費の申請	国民健康保険証 限度額認定証（交付されている方のみ） 喪主の預金通帳・本人確認書類 葬儀の領収書または会葬礼状	
国民年金	国民年金受給者、加入者	担当課へお問い合わせください。	担当課へお問い合わせください。	
軽自動車税	原付自転車、小型特殊自動車の所有者又は使用者	名義変更又は廃車の申告	担当課へお問い合わせください。	税務課 西館1階 青の8番窓口 Tel37-6103
市税の口座振替	口座振替をしている納税者	担当課へお問い合わせください。		
市営住宅	市営住宅入居者	担当課へお問い合わせください。	担当課へお問い合わせください。	定住推進課 東館1階 青の4番窓口 Tel37-6150

該当項目	亡くなられた方	手続きの内容	必要なもの	担当課
身体障害者手帳	身体障害者手帳所持者	身体障害者手帳の返還	身体障害者手帳 対象者の個人番号がわかるもの	高年齢障がい支援課 西館1階 ルゾの4番窓口 TEL37-6108
療育手帳	療育手帳所持者	療育手帳の返還	療育手帳 対象者の個人番号がわかるもの	
精神保健福祉手帳	精神保健福祉手帳所持者	精神保健福祉手帳の返還	精神保健福祉手帳	
自立支援医療 (精神通院)	自立支援医療受給者	自立支援医療受給者証の返還	自立支援医療受給者証	
障害福祉サービス	障害福祉サービス受給者	障害福祉サービス受給証の返還	障害福祉サービス受給者証	
重心医療	医療費助成受給者	資格喪失届及び医療証の返還 振込口座変更手続	重心医療受給者証 相続人代表の預金通帳 対象者の個人番号がわかるもの	
特別児童扶養手当	受給者	条件により手続きが異なります。 担当課へお問い合わせください。	担当課へお問い合わせください。	
特別障害者手当 障害児福祉手当	特別障害者手当・ 障害児福祉手当受給者	資格喪失届		
介護保険	介護保険対象者	介護保険被保険者証の返還	介護保険被保険者証	
児童手当	受給者及び 中学校卒業前の児童	条件により手続きが異なります。 担当課へお問い合わせください。	担当課へお問い合わせください	社会福祉課 子育て支援係 西館1階 ルゾの5番窓口 TEL37-6107
児童扶養手当	受給者、対象児童 及び同居の親族			
ひとり親家庭等医療費助成	医療費助成受給者 及び同居の親族			
子どもの医療費助成	医療費助成受給者	資格喪失届及び受給資格証の返還	子どもの医療受給資格証	
下水道及び市営浄化槽使用料	下水道または市営浄化槽利用者	下水道・市営浄化槽の利用者変更または廃止	印鑑（届出人）	下水道課管理係 東館2階 青の7番窓口 TEL37-6122

※各世帯の状況等により手続きは異なりますので詳細は各担当課へお問い合わせください。

※各週月曜日、連休明け、3月初旬から5月初旬は、窓口が大変混雑いたします。

諸手続きに相当時間がかかる場合もありますのでご了承ください。

★その他手続き

相続税について・・・佐賀税務署 TEL0952(32)7511

土地家屋の名義変更について・・・佐賀地方法務局 TEL0952(26)2184